

広島県告示第百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定によって、生活保護法による介護を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十三年二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	事業所 の名称	事業所 の所在地	指定年月日
株式会社プロケアしまなみ	尾道市長江二丁目七番八号	小規模多機能ホーム長江	尾道市長江二丁目七番八号	平成二十三年一月一日
有限会社上西	尾道市美ノ郷町中野一〇六八番地一	ショートステイあけぼの	尾道市御調町丸門田四四七番地三	平成二十三年一月一日
特定非営利活動法人ふれあいセンターたんぼぼ	江田島市大柿町大君六六七番地	江田島たすけあい訪問介護事業所	江田島市大柿町大君六六七番地	平成二十二年二月二〇日
ケアネット株式会社	安芸郡府中町宮の町四丁目一番八号	すみれ介護ステーション	安芸郡熊野町中溝四丁目二一番八号	平成二十三年一月一日